

春日苑（生活介護・施設入所支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会が開設する春日苑（以下「施設」という。）が行う障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設は、当該事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、施設の円滑な運営管理を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障がいの特性、その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより、利用者に対して、適切かつ効果的に施設障害福祉サービス（法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を提供しなければならない。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 前3項のほか、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか、関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 春日苑
- (2) 所在地 春日井市廻間町字神屋洞703番地1

（実施する施設障害福祉サービスの種類及び定員）

第4条 施設が実施する施設障害福祉サービスの種類及び定員は次のとおりとする。

- (1) 生活介護 80人
- (2) 施設入所支援 80人

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 2人（うち1人以上は常勤）

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に関する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

ア 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

イ 利用申込者の利用に際し、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

ウ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 医師 1人以上

医師は、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 看護職員 1人以上

看護職員は、医師の指導のもと、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(5) 理学療法士又は作業療法士 1人以上

理学療法士又は作業療法士は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6) 生活支援員 1人以上（うち1人以上は常勤）

生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活上の支援を行う。

(7) 管理栄養士 1人以上

管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び給食記録並びに調理員が行う給食業務全般の支援に従事する。

(昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間)

第6条 実施する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日

(2) 営業時間

ア 施設利用者 午前9時から午後5時まで

イ 生活介護のみの利用者 午前9時45分から午後3時45分まで

(施設障害福祉サービスを提供する主たる障がい者)

第7条 施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者は、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律283号）第4条に規定する身体障害者をいう。）とする。

（昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域）

第8条 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域は、春日井市全域とする。

（施設障害福祉サービスの内容）

第9条 施設障害福祉サービスの内容は以下のとおりとする。

（1）生活介護

- ア 食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の支援（食事は希望者に限る。）
- イ 軽作業等の創作的活動の機会の提供
- ウ 前2号を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- エ 計画作成に関する事
- オ 健康管理に関する事
- カ その他利用者の支援に関する事

（2）施設入所支援

- ア 夜間における食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の支援（食事は希望者に限る。）
- イ 夜間における軽作業等の創作的活動の機会の提供
- ウ 前2号を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- エ 健康管理に関する事
- オ その他利用者の支援に関する事

（利用者から受領する費用の額等）

第10条 施設障害福祉サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

2 施設は、前項の支払を受けるほか、施設障害福祉サービスにおいて提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- （1）生活介護に要した送迎の費用は、送迎加算を算定している場合において、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合は、その差額分を実費とする。
- （2）食事の提供に要する費用は、別表1のとおりとする。
- （3）光熱水費は、別表2のとおりとする。
- （4）入浴に係る光熱水費は、別表3のとおりとする。
- （5）日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明した上で、

支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

（施設障害福祉サービスの利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- （1）共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事
- （2）火気の取り扱いに注意すること
- （3）けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと
- （4）その他管理上必要な指示に従うこと

（緊急時における対応方法）

第12条 従業者は、施設障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（苦情解決）

第13条 施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは

提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 6 施設は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 施設は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

（非常災害対策）

第14条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、生活支援員その他の従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、生活支援員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営についての留意点）

第16条 施設は、適切な施設障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- （1）採用時研修 採用後1か月以内
 - （2）継続研修 年2回以上
- 2 施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 施設は、他の事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかななければならない。

(委任)

第17条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恩賜財団
愛知県同胞援護会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

(平成27年7月1日改正)

この改正は、平成27年4月1日から適用する。

(平成29年6月1日改正)

この改正は、平成29年6月1日から適用する。

(平成30年4月1日改正)

この改正は、平成30年4月1日から適用する。

(平成31年4月1日改正)

この改正は、平成31年4月1日から適用する。

(令和2年6月1日改正)

この改正は、令和2年6月1日から適用する。

(令和3年4月1日改正)

この改正は、令和3年4月1日から適用する。

(令和4年4月1日改正)

この改正は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年6月1日改正)

この改正は、令和4年6月1日から適用する。

(令和6年4月1日改正)

この改正は、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

食費	金額（食材料費）
朝食	305 円（192 円）
昼食	614 円（302 円）
夕食	511 円（264 円）
1 日あたり	1,430 円（758 円）

別表 2

時間帯	施設支援利用者	生活介護のみの利用者
生活介護（昼間）	3,670 円／月	—
施設支援（夜間）	8,350 円／月	—

別表 3

入浴	金額
1 日あたり	200 円